

議案第二十五号

三朝町選挙公報の発行に関する条例の設定について

次のとおり三朝町選挙公報の発行に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年三月十一日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十三年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町選挙公報の発行に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第百七十二条の二の規定に基づき、三朝町の議会の議員及び長の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。以下同じ。）における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙公報の発行)

第二条 三朝町の議会の議員及び長の選挙において、三朝町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、この条例の定めるところにより公職の候補者（以下「候補者」という。）の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに一回発行しなければならない。

(掲載文の申請)

第三条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文に写真を添えて、委員会にその指定する期日までに文書で申請しなければならない。

2 前項の掲載文は、字数五百を超えることができない。

3 第一項の掲載文の字数が前項の制限を越えるときは、その超過する部分は、選挙公報に掲載しないものとする。

4 第一項の掲載文は、他人の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をするなど、いやしくも選挙公報としての品位をそこなうものであつてはならない。

(発行手続)

第四条 委員会は、前条第一項の申請があつたときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならぬ。

2 一の用紙に二人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合には、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

(配布)

第五条 選挙公報は、当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する各世帯並びに区域内に所在する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項の不在者投票管理者に對して、選挙の期日前二日までに配布するものとする。

(発行の中止)

第六條 法第百條第一項の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなつたとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行の手續きは、中止する。

(その他必要な事項)

第七條 この条例に規定するもののほか、選挙公報の発行に關し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。